

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに求められる重要なポイントとして、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」を挙げております。

取締役会および監査役会においては、効率性並びに適法性のチェックに重点を置いた経営のモニタリングを実施できる体制を維持することが重要と考えております。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」については、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保に重点を置いた全社的な内部統制システムの構築を進めてまいります。

これら株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取り組みは、これを支える内部統制システムが有効に機能し、相互に連携することで実効性を発揮するものと考えており、企業活動全ての基礎をなすコンプライアンスを最重要視し、当社に属する全ての役員、従業員に徹底すべきものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2 補充原則3-1 議決権の電子行使、招集通知等の英訳】

当社は、現在の機関投資家や海外投資家の持株比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳、各種の開示資料等の英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえ、必要に応じ対応を検討してまいります。

【補充原則2-4 中核人材の多様性】

当社は、人材の多様性(ダイバーシティ)が経営や事業に変革を生み、会社の持続的な成長を確保する上で強みとなるという認識に立ち、当社の事業環境に応じた多様性の確保に向けた取り組みを行ってまいります。具体的には、中期経営計画において、若年層から高スキルを習得した熟年層まで幅広く中途採用を強化することとしており、性別・人種を問わず有用な人材を登用してまいります。女性・外国人につきましては、管理職への登用数が十分でないことを認識していることから、女性管理職の育成を目指しており、そのための女性の中途社員の採用の強化、女性がより働きやすくなる社内環境の整備に努めてまいります。

具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

【補充原則4-1 CEO等の後継者計画】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用は行っていませんが、取締役社長の責任において、企業価値の向上と持続的な企業成長の実現に最適な人材を後継者とするべく、育成と選任に当たっております。

【補充原則4-8 支配株主を有する上場会社における取締役会の構成又は特別委員会の設置】

株式会社ショーケースは当社の親会社であり、同社は当社の支配株主であります。

親会社との重要な取引については、取締役会規程において「取締役の競業取引及び利益相反取引の制限(承認)」に基づき、取締役会の事前承認を必要とすることとしております。

特別委員会の設置はしていませんが、独立社外役員3名(取締役1名および監査役2名)が3分の1を占める取締役会において、親会社と少数株主との利益が相反する可能性についても十分に議論をおこなっており、少数株主の利益保護に特段の問題はないものと考えております。また、現状では株式会社ショーケースとの資本業務提携直後であるため、独立社外取締役が3分の1を下回っておりますが、今後は、社内外の環境変化に応じて、取締役会の構成および特別委員会の設置等について引き続き検討してまいります。

【補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実および取締役会の実効性に関する分析・評価による監督機能の強化を図るため、また、多様性やスキルの観点を含め、取締役および執行役員の選解任および報酬、経営陣幹部および取締役の後継者等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性、多様性を高めることを目的に、任意の指名報酬委員会を2021年7月30日に設置いたしました。指名報酬委員会の委員は、独立社外取締役1名および社内取締役3名で構成されておりますが、独立社外取締役を委員長とし、指名・報酬について独立性・客観性と説明責任が十分担保されていると考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、事業バランスに適合するよう、営業部門・管理部門に精通した社内取締役を選任しております。また、社外取締役につきましても、会社経営に精通した人材を選任しております。監査役につきましては、会計、法律、経営等それぞれの専門分野に秀でた人材を選任しております。

現在、女性または外国人の取締役は選任していませんが、過去には女性取締役を選任していたこともあるなど、性別や国籍を問わず最適と考える者を取締役として選任しており、女性の取締役の選任を含む多様性の確保については検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1-4 政策保有株式】

現在、当社は政策保有株式として上場株式を保有しておらず、今後も保有を予定しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社役員または役員が代表を務める会社との取引を行う場合には、取締役会での審議・承認を受けることを要件としております。また、主要株主との取引を行う場合につきましても、取締役会で定めた決裁権限基準に基づき、取引の規模が一定の基準を超える取引においては、都度、取締役会での審議・承認を受けることとしております。さらに、これらの手続の対象となる取引を実施した場合には、その事実を取締役に報告することとしております。

【原則2-4 中核人材の多様性】

本コーポレートガバナンス報告書(コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由)の【原則2-4 中核人材の多様性】に記載のとおりです。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成の手段として、企業型確定拠出年金制度を採用しております。企業型確定拠出年金制度では、会社は退職金給付債務は負わず、拠出金の運用は加入者自らが行いますので、会社には運用のリスクはありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(1) 経営理念等

当社は、「ビヨンド・イマジネーション」を経営の基本方針とし、「お客様の想像を超える 仲間の期待を超える 自分の限界を超える」の行動ポリシーのもと、市場が安定的に拡大しているリユースモバイル業界において、事業環境やお客ニーズの変化にいち早く対応してお客様が必要とするサービスや商品を提供し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことで社会に貢献していくことを目的としております。

(2) 経営戦略、経営計画

上記経営の基本方針の下、当社は、販売面の強化、ストック収益の拡大、調達面の強化、DX化・効率化、ESG戦略、人材戦略等に取り組んでおります。

当社は、2025年10月期までの3年間、ステークホルダーの幸福追求のために「ヒトと社会の役に立つサービス価値創造企業」を目指すべく、2022年12月27日に新たに中期経営計画を策定・公表しております。

[URL]https://ssl4.eir-parts.net/doc/9425/ir_material3/198767/00.pdf

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本コーポレートガバナンス報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬について、固定の金銭報酬のほか、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与することとしています。なお、役員退職慰労金制度については、役員報酬体系の見直しの一環として取締役会の決議により、2024年1月30日開催の定時株主総会最終の時をもって廃止しております。

当社は、取締役の報酬について、2007年7月26日開催の定時株主総会において決議された報酬等総額の範囲において、取締役会がこれを決定しております。また、各取締役への報酬額につきましては、役位、職責を踏まえた適正な水準を基本方針とし、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議することとしております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、会社法に定める資格基準とは別に、以下の取締役・監査役候補の選任基準を定めています。

< 取締役・監査役候補の選任基準 >

- 1 会社全体を見渡せ、高度な倫理観・誠実性・価値観をもっている。
- 2 強い探求心と精神的独立性をもっている。
- 3 実践的な見識と成熟した判断能力をもっている。
- 4 ビジネス・財務・会計等に関する方針決定における幅広い訓練と経験をもっている。
- 5 取締役メンバーの持つ能力と相互補完的のバランスがある。
- 6 取締役メンバーとしての職務を果たすために必要な労力や時間を惜しみなく提供する意欲が保持できる。
- 7 株主価値の極大化への意思を持っている。
- 8 株主に対する利害相反行為への不関与が維持できる。

なお、社内監査役については、社内取締役・執行役員等の中から、その専門分野や経歴等を考慮して、監査役の業務執行に足ると認める者を指名することとしております。また、社外取締役および社外監査役候補の選任に当たっては、当社が定める「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準(独立役員選任基準)」を満たすことを必要としています。

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、独立社外取締役を含む指名報酬委員会において、上記の選任基準を踏まえて総合的に判断して選任案をとりまとめ、その答申に基づき取締役会で決定することとしております。なお、監査役候補者については、予め監査役会の同意を得ることとしております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名につきましては、定時株主総会の株主総会招集通知をご覧ください。

[URL] <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9425/announcement4/94814/00.pdf>

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】

(1) サステナビリティについての取組み

当社は、「ビヨンド・イマジネーション」の行動ポリシーのもと、未来に選ばれるリユース企業であり続けるべく、SDGsを強力に推進してまいります。リユース関連事業は、スマートフォンやタブレットなど電子機器端末の再利用、リサイクル循環による持続可能なビジネスモデルを特徴としており、事業そのものがSDGsの推進に大きく寄与するものです。カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、リユース関連事業の売上シェア向上によりCO2削減効果を創出してまいります。

また、公正で高い倫理観に基づく企業活動を行うことで、ヒト・社会に貢献するような人材育成に注力するべく、正社員全員がAED機器操作スキルを含む普通救急救命の資格を取得しております。

(2) 人的資本への投資

当社は、「ヒトと社会の役に立つサービス価値創造企業」を目指して人材投資を推進し、当社の行動ポリシー「ビヨンド・イマジネーション」を基本動作に行動する社員を育成してまいります。また、リユース関連事業は、通信やスマートフォンの専門知識・スキルの要求レベルが非常に高く、当社の求める人物像に向けた社員一人ひとりの能力開発と自己研鑽に注力してまいります。

当社が求める人材像は「社員一人ひとりが自発的に学び、考え、確実に業務を遂行するのみならず、新たな価値を生み出す改善や創意工夫を自立的・継続的に行う人材」であり、その人材の採用・育成・定着に向けて、中期経営計画では、採用体制の強化、育成環境の整備、魅力的な職場環境の構築に取り組んでいくこととしております。

(3) 知的財産への投資

当社が展開するリユース関連事業における「リユースモバイルビジネス」には、通信インフラを支える重要拠点の構築および端末のライフサイクルによる持続可能な社会の実現を目指すことで、通信と端末の事業環境の変化へ対応してまいります。そのための具体的な取組みとして、リユース関連事業においてはDX化による業務効率の向上を構築し、「高品質端末を軸に、安定供給を継続し売上増加」「一般法人、海外、オンライン等、営業強化にて拡大・成長」等によるリユースモバイル調達・再生のノウハウを強化し、リユースモバイルの普及促進を図り、循環型社会の推進を目指してまいります。また、サブスクリプションモデルやレンタルサービスを構築し、第3の顧客接点サービスとして事業強化にも努めます。

【補充原則4-1 経営陣への委任】

当社は、取締役会規程およびその付議基準を定め、重要な業務に関する事項・営業取引に関する事項や経理財務に関する事項など、決定事項の重要性や金額規模に応じて取締役会において決議すべき事項を明確に定めています。それ以外の業務執行の決定については、経営陣に委任しており、執行役員の役職等に応じた業務委任の範囲を決裁承認基準に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、以下の「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準(独立役員選任基準)」を定めております。

< 社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準(独立役員選任基準) >

社外取締役および社外監査役(以下「社外役員」と総称する)または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれかにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- 1 当社の現在の親会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、またはその他使用人
- 2 最近5年間に於いて、当社の現在の親会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、または支配人その他の使用人であった者
- 3 当社の現在の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう)または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主、並びにその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、その他の使用人
- 4 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主、またはその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、その他の使用人であった者
- 5 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、またはその他の使用人

【補充原則4-11 取締役会の構成についての考え方】

当社取締役会は、社外取締役1名、社内取締役5名により構成されております。取締役の選任に関する方針と手続については、上記【原則3-1 情報開示の充実】()をご参照ください。加えて、中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、当社の取締役会がその意思決定機能および経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル(知識・経験・能力)を特定するとともに、全ての取締役および監査役について各スキルの保有状況を一覧化したスキルマトリックスを作成しております。各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスは、株主総会招集通知をご参照ください。

[URL] <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9425/announcement4/94814/00.pdf>

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役には、当社における職務の遂行に集中しその労力を注いでいただくことが望ましいと考えますが、社外取締役・社外監査役をはじめ、他の上場会社の役員を兼任することで経験や見識が広がり、ひいては当社での経営判断に好影響をもたらすことも考えられることから、過分でない限り兼任を排除するものではありません。

当社の取締役および監査役の、他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集通知をご参照ください。

[URL] <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9425/announcement4/94814/00.pdf>

【補充原則4-11 取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の運営方法、議案内容、審議状況等に関する各取締役の評価等を実施し、取締役会の実効性確保に努めるとともに、評価結果の概要をコーポレート・ガバナンスに関する報告書に開示することとしております。このたび、2023年に開催した取締役会について、取締役および監査役全員、ならびに定例出席の執行役員を対象に匿名の自己評価アンケートを実施いたしました。取締役会の実効性に関する評価結果の概要は、以下の通りとなります。

< 評価結果の概要 >

・当社取締役会は、社外取締役の人数・割合を含め、審議にあたって必要十分な人数で構成され、メンバーは企業価値向上に向けて必要となる知識・経験・能力・多様性を有している。

・当社取締役会の開催頻度、案件数、審議時間は適切であり、審議においては自由闊達で建設的な議論がなされている。

以上により、当社取締役会のメンバー構成・運営状況は適切であるとともに、業務執行上の重要事項の決定ならびに職務執行の監督も相当に行われていることから、当社取締役会の実効性は十分確保されているものと評価いたします。

【補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役の新任者に対し、就任時のガイダンスに加えて、取締役・監査役として最低限必要な知見を習得するための外部の役員研修を、当社の費用負担で受講していただいております。また、経営に影響を及ぼす法制や会計基準等の改正があった場合などには、取締役会

その他の場で、内容を説明しております。

社外取締役・社外監査役に対しては、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、適切なモニタリング業務が行えるよう、当社の経営管理や事業動向、業界動向などの社内資料を提供し説明を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、取締役会において、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針を、次のとおり定めております。

- (i) 当社は、コーポレート統括部長が、株主様との建設的な対話が図れるようIR業務全般を管掌し、経営企画部門、その他の管理部門および営業部門と連携しながらIR活動を行います。
- (ii) 株主様との対話(IR)に係る部門とその役割については、「職務分掌規程」において明確に定めるとともに、例えば、四半期毎の「決算短信」の開示に際しては、スケジュールと作業分担を事前に周知し、関連部署が連携して取り組める体制としています。
- (iii) 当社は、決算発表後に代表取締役自身がアナリスト・機関投資家の皆様に、決算内容や事業の状況、今後の事業展開等についての説明を動画やSNS等で配信しております。また、アナリスト・機関投資家の皆様には個別でしっかりと対応していき、その内容については、取締役会で報告し、経営政策に反映してまいります。
- (iv) IR担当者にお問い合わせいただいた株主様からの貴重なご意見やご要望等については、コーポレート統括部長から、各役員へ概要が報告され、重要な内容については、取締役会においても報告し、経営判断の参考とさせていただきます。
- (v) 当社は、インサイダー情報を含む内部情報の管理体制や内部情報の公表等を規定する「インサイダー取引規程」を定め、株主様との対話に際しても、同規程に従った対応を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ショーケース	2,310,000	40.32
兼松コミュニケーションズ株式会社	460,000	8.03
株式会社SBI証券	220,272	3.84
白川 祐輝	105,000	1.83
宮崎 羅貴	100,000	1.75
JPモルガン証券株式会社	90,900	1.59
戸部 貴一	67,000	1.17
松井証券株式会社	61,700	1.08
SOCIETE GENERALE PARIS / BT REGISTRATION MARC / OPT	60,200	1.05
桜田 美希	55,500	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社ショーケース (上場:東京) (コード) 3909

補足説明 更新

- 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
- 前事業年度末において主要株主であった株式会社SBI証券は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
- 2023年10月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、DXエンゲージメントパートナーズ合同会社が2023年9月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年10月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称 DXエンゲージメントパートナーズ合同会社
住所 東京都渋谷区渋谷三丁目1番9号
所有株式数(株) 157,700
発行済株式(自己株式除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) 2.75

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	10月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

(1) 意思決定プロセスへの親会社の関与の有無や内容

当社および株式会社ショーケースは、資本業務提携契約において、当社の取締役会の構成員の過半数となる数まで、株式会社ショーケースが指定する者を当社の取締役候補者として会社提案に含めて上程することを請求することができ、かかる請求があった場合、当社は当該請求に基づく取締役選任議案の上程を行うものとされています。

当社は、親会社および同社企業グループとは異なる事業分野であるリユース関連事業を展開していること並びにグループ内における事業展開上の制約や調整事項等がないことから、当社の意思決定プロセスに関して一定の独立性が確保されていると認識しております。

当社は、ショーケースおよび同社企業グループを含めた関連当事者との取引については、市場価格等を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。重要な取引については、取締役会規程に基づき、独立社外役員3名(取締役1名および監査役2名)が3分の1を占める取締役会の事前承認を必要とすることとしており、親会社と少数株主との利益が相反する可能性についても独立社外役員3名を中心に十分に議論をおこなっております。

(2) 親会社からの独立性確保のために設置する特別委員会の概要

本コーポレート・ガバナンス報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の【補充原則4-8 支配株主を有する上場会社における取締役会の構成又は特別委員会の設置】に記載のとおりです。

(3) 独立役員の親会社からの独立性確保のための指名委員会の活用方法や役割

本コーポレート・ガバナンス報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の【補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の設置】に記載のとおりです。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社におけるグループ経営に関する考え方および方針

当社の親会社である株式会社ショーケースは「企業と顧客をつなぐDXクラウドサービス」を事業コンセプトとしております。当社を除く親会社グループの事業セグメントは、Webサイト分析・解析支援やDX支援開発を行うDXクラウド事業を中心に、広告・メディア事業、投資関連事業を展開する一方、当社の主力事業はリユースモバイル事業を中心とした情報通信関連事業であり、グループ内における事業領域の棲み分けがなされております。そのため、現時点で競合となりうる状況は発生しておらず、今後も発生する見込みはございません。

株式会社ショーケースは、ハードウェアの取り扱いに強い当社が通信業界において培ってきた事業ノウハウや営業・販売ネットワークと、ソフトウェアの取り扱いに長けたショーケースが有するWebサイト分析・改善技術や、業務効率化やプラットフォーム構築等におけるDX開発の技術力を、双方の事業基盤と合わせて融合することが両社の持続的な事業成長に最も資すると判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村井守	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村井守		独立役員に指定しております。 なお、日本コムネット株式会社社外取締役(現任)に就任されておりますが、当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。	同氏はNTTグループにおいて取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験および知見を有しており、当社が目指す企業価値向上に向けた各種取り組みにおいて、経営企画分野や通信業界についての専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、同氏を社外取締役に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	3	3	1	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	3	3	1	0	0	社外取締役

補足説明

コーポレート・ガバナンス体制の充実および取締役会の実効性に関する分析・評価による監督機能の強化を図るため、また、取締役および執行役員の指名・報酬に係る評価・決定のプロセスの透明化および客観性を高めることを目的に、任意の委員会であるガバナンス委員会および指名報酬委員会を設置しております。両委員会とも3名以上の取締役および執行役員で構成され、委員長を社外取締役としております。ガバナンス委員会は原則として年4回以上、指名報酬委員会は年1回以上開催し、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会においては、ガバナンスおよび経営上の重要な事項に関する審議を行い、指名報酬委員会においては、取締役候補者の指名および取締役の解任、執行役員候補者の指名等を行い、取締役会はその答申を尊重することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっておりますが、監査役や会計監査人との連携のもとに、各事業を運営・管理する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による計3名での監査体制を採用しており、社外監査役には弁護士としての専門性や経営者としての豊富な経験を有している要員を配し、取締役会への出席のほか、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を諮りつつ、監査室並びに関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、RSM清和監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 清和	弁護士													
安倉 史典	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 清和		独立役員に指定しております。 なお、梅田総合法律事務所パートナー(現任)に就任されておりますが、当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士としての専門性と経験が豊富であり、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したことにより選任いたしました。
安倉 史典		独立役員に指定しております。	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したことにより選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

当社におきましては、社外取締役1名および社外監査役2名を選任しております。

当社では、豊富な経験と深い見識を有し、且つ、独立性を有する者を独立役員とするために、2014年5月30日開催の取締役会において、金融商品取引所の定める独立役員に係る規程を準用し、「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準(独立役員選任基準)」を制定いたしました。

また、2024年1月30日開催の「第36期 定時株主総会」において、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)1名を選任いたしました。

社外監査役2名は、加藤清和においては弁護士としての専門性を有していること、また安倉史典においては経営者としての豊富な経験を有していることに加え、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことから独立役員として指定しております。

社外取締役村井守は、日本コムネット株式会社社外取締役(現任)に就任されており、また、社外監査役加藤清和は、梅田総合法律事務所パートナー(現任)に就任されております。しかし、当社と社外取締役および社外監査役との間において、人的関係、資本的关系または取引関係、その他利害関係は一切ありません。

当社におきましては、それぞれの分野において、極めて高い専門性と豊富な経験から、経営に対する客観的な中立性や、一般株主との間における利益相反行為等の独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当しない社外役員は、全て独立役員として指定する方針であり、コーポレート・ガバナンス体制整備と強化に努めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式を割り当てる報酬制度を、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会にて承認され、導入しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社では、有価証券報告書並びに事業報告にて、取締役報酬および監査役報酬の総額を開示しております。2023年10月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりです。

【役員区分ごとの報酬等の総額】

取締役（社外取締役を除く）・支給人員1名、支給額18,868千円

監査役（社外監査役を除く）・支給人員1名、支給額 9,681千円

社外役員 ・支給人員4名、支給額 8,532千円

(注) 1. 社外役員の報酬等の総額には、2023年1月27日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役(社外取締役を除く)5名、監査役(社外監査役を除く)1名、および社外役員3名(内、社外取締役1名、社外監査役2名)であります。

2. 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式748千円であります。

3. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役および監査役の報酬について、有価証券報告書並びに事業報告書において開示を致しております。また、報酬の決定プロセスの透明性と金額の妥当性の確保のため、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において、取締役会および監査役会がこれを決定しております。なお、各取締役への報酬額につきましては、代表取締役が業績状況や取締役の報酬水準等を勘案して決定を行い、各監査役への報酬額は、監査役の協議により決定をしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、当社の規模から常時、社外取締役、社外監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、社外取締役や社外監査役に報告すべき重要な情報または事象が発生した場合は、代表取締役またはリスク管理担当役員、コンプライアンス担当役員が、直接社外取締役、社外監査役に対して、報告、説明を行う体制を実施しております。

また、これらの体制を維持するため、リスク管理担当役員並びにコンプライアンス担当役員が管掌するコーポレート統括部の各部門に所属するスタッフを必要の都度サポート要員として従事させる体制を維持しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関として取締役会を設置し、経営を監視する仕組みとして監査役会を設けております。

取締役会は男性のみで構成され、社外取締役1名を含む6名体制となっており、また、監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名を加えた3名体制としております。

当社は、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えております。

なお、2023年度は、14回(書面決議2回は含まない)の取締役会を開催いたしました。取締役会の出席状況については次のとおりです。

取締役及び監査役の取締役会の出席回数

代表取締役会長	永田 豊志	全14回中14回
代表取締役社長	有馬 知英	全14回中14回
取締役	平野井 順一	全14回中14回
取締役	高橋 卓	全14回中14回
取締役	加藤 文也	全14回中14回
社外取締役	帖佐 勇志	全4回中4回
社外取締役	村井 守	全10回中10回
常勤監査役	茶谷 喜晴	全14回中14回
社外監査役	加藤 清和	全14回中13回
社外監査役	安倉 史典	全14回中14回

(注)全回数が異なるのは、就任時期および退任時期の違いによるものです。

また、取締役会において決定された経営上の意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることによって事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組むとともに、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」等、適法性のチェックに重点を置いたコンプライアンス体制の構築と維持に努めております。

また監査役は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加する他、常勤監査役は経営会議などの業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、監査役と代表取締役との定期的な会合の場を設けることにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。これは、当社の組織形態は、「監査役会設置会社」を採用しており、法的な意味での「指名委員会等設置会社」ではございませんので、指名委員会等設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みが有効であると考えていることによるものであります。

2. 監査・監督の方法

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による3名体制としており、監査役3名は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加する他、常勤監査役1名は経営会議などの業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、監査役と代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

なお、2023年度は、15回の監査役会を開催いたしました。監査役会の出席状況については次のとおりです。

監査役の監査役会の出席回数

常勤監査役	茶谷 喜晴	全15回中15回
社外監査役	加藤 清和	全15回中15回
社外監査役	安倉 史典	全15回中15回

また、監査役は、会計監査人より会計監査の結果を聴取し、監査の充実を図るとともに、四半期末および事業年度末の他、必要に応じて会計監査人に対し、業務上や会計上の意見および情報についての報告を求めており、一方、社内においては独立した組織として社長直属の監査室を設置し、各事業を運営・管理する本部機能に対し計画的な監査を実施することで、内部管理体制の継続的な改善に努めており、監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、監査結果に対する報告を随時求め、必要に応じ調査を求めることが出来る体制を整えております。

当社は、この様に会社から独立した立場での意見表明と経営の監視等を客観的に行うために、社外の弁護士や経営者経験者を始めとする専門知識と豊富な経験に培われた独立役員たる社外監査役2名を選任することで、社外の見識を取り入れ業務執行の監視と監査役監査の実施により、経営監視の機能面において、その機能が十分に発揮するものとの考えから当該体制を採用しております。また、更なる企業統治体制の整備と強化を図るべく、2024年1月30日開催の「第36期 定時株主総会」において、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)1名を選任いたしました。

今後、社外取締役および社外監査役は、当社の経営に対し、会社から独立した立場での意見表明と監査を行うことによって、より適正な経営体制を推進する役割を担うものと考えております。

3. 監査の状況

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっておりますが、監査室は、監査役や会計監査人との連携のもとに、各事業を運営・管理する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による計3名での監査体制を採用しており、社外監査役には公認会計士や弁護士など専門性の高い要員および経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有した要員を配し、取締役会への出席の他、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を諮りつつ、監査室並びに関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、RSM清和監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

なお、監査業務を執行した公認会計士は、武本 拓也、藤本 亮の2名であり、武本 拓也、藤本 亮の継続監査期間はそれぞれ2022年8月以降となっております。

その他、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者2名、その他2名の計12名となっており、監査に携わる公認会計士等の総員は、14名となっております。

4. リスク管理体制の整備状況

当社は、株主利益の観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化と強力化を図るため、取締役会と監査役会が、経営者たる代表取締役並びに取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が取締役並びに監査役を選任し、選任された取締役によって構成される取締役会は代表取締役を選任し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査役会は取締役および代表取締役の職務の執行を監査するダブルチェックの体制を採用しております。

当社の取締役会は、男性のみで構成された6名の取締役による取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えており、当該体制のもとに決定された経営上の重要な意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることで事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の充実および取締役会の実効性に関する分析・評価による監督機能の強化を図るため、また、取締役および執行役員の指名・報酬に係る評価・決定のプロセスの透明化および客観性を高めることを目的に、任意の委員会であるガバナンス委員会および指名報酬委員会を設置しております。有価証券報告書提出日現在、両委員会とも3名以上の取締役および執行役員で構成され、委員長を社外取締役としております。ガバナンス委員会は原則として年4回以上、指名報酬委員会は年1回以上開催し、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会においては、ガバナンスおよび経営上の重要な事項に関する審議を行い、指名報酬委員会においては、取締役候補者の指名および取締役の解任、執行役員候補者の指名等を行い、取締役会はその答申を尊重することとしております。

さらに、当社では、取締役会の他、各部門の現状把握や事業リスク等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月2回、各取締役および執行役員で構成される経営会議を開催し、懸案事項に対する対策や対応状況等について、各取締役および執行役員が情報の共有化を図れる体制を整えております。

なお、当社といたしましては、現在男性取締役のみの取締役会構成となっており、リスク管理面や取締役会のダイバーシティー（多様性）確保の観点からも早急な対応が必要と認識しております。

今後、社内外を始めとした各方面より、当社のコーポレート・ガバナンス体制に合致した人材の確保に努めることで取締役会のダイバーシティーの確保を図ってまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社から独立した立場での意見の表明と経営の監視等を客観的に行うため、弁護士その他、企業経営者として豊富な経験を持った独立役員たる社外監査役2名を選任しております。

当該体制を採用することにより、社外の豊富な見識を取り入れることで、取締役の業務執行の監視を行うとともに、監査役監査を定期的を実施することで経営監視の機能面においても十分にその機能を発揮するものとの考えから当該体制を採用しております。

また、企業統治体制の整備と強化を図るべく、2024年1月30日開催の「第36期 定時株主総会」において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）1名を選任いたしました。

また当社の組織形態は、「監査役会設置会社」を採用しており、法的な意味での「委員会設置会社」ではございませんので、委員会設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みとしております。

今後、社外取締役および社外監査役は、当社の経営に対し、会社から独立した立場での意見表明と監査を行うことによって、より適正な経営体制を推進する役割を担うものとの考えから、当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2022年10月期より決算期を変更しております。これに伴い、当社は10月決算、1月定時株主総会開催となるため、集中日には該当いたしません。
その他	第36期定時株主総会（2022年11月1日～2023年10月31日）の招集通知は2024年1月9日（火曜日）に自社ホームページに掲載し、2024年1月15日（月曜日）に発送し、2024年1月30日（火曜日）に第36期定時株主総会を開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に代表取締役社長自身がアナリスト・機関投資家の皆様に直接、決算内容や事業の状況、今後の事業展開等についての説明を動画で配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（ https://www.n-tel.co.jp/ ）にて、タイムリーかつ正確で充実した情報開示に努めております。掲載しておりますIR情報としましては、決算短信、決算説明会資料、事業報告書等の決算関係の諸資料の他、最新の適時開示情報を「IRニュース」のページに常時掲載をしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR部門は、「コーポレート統括部」が担当しております。 IR担当として、コーポレート統括部長は、取締役会の他、経営会議など、重要な意思決定を行う会議に出席し、重要な情報について投資家の皆様に「正確」・「迅速」・「公平」な情報開示が実施できるようにしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、各ステークホルダーに対して、企業情報を公正かつ適時・適切に伝えることを目指しております。
その他	当社では、2005年11月29日に個人情報保護に関する取り組みとして、「プライバシーマーク」取得の認定(2023年12月13日 10度目の更新)を受け、全ての役員および従業員に対し、お客様の大切な個人情報を取り扱う事業者としての心構え等について、継続的な教育を行うとともに周知徹底を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、2006年1月20日の経営会議において、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置いたしました。

また、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する以下の基本方針を決定致し、2020年6月29日開催の取締役会にて、その一部を改定することを決議いたしました。

当社は、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保等の観点から不都合が生じる恐れのある場合は、適時社長に報告する体制を整備する等、内部統制システムの最適化を図ることにより、適切なる対策に当たらせるよう努めております。

1. 職務執行の基本方針

当社グループは、行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに、当社グループに属する全ての取締役、監査役および使用人(使用人=社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者)が、「法令と社会倫理の遵守」を、企業活動を行う基本とする事を徹底する。当社グループは、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行い、その改善と充実を図る。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

- (1)コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。
- (2)コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。
- (3)監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。
- (4)取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (5)「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する「内部通報窓口」を設置する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

- (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。
- (3)取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。
- (4)監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

- (1)日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。
- (2)経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長と

する「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

(3)監査室は、各部門におけるカテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

- (1)中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行なう体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。
- (2)各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。
- (3)取締役会は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

6. 当社及び子会社からなる企業集団(当社グループ)における業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

- (1)取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総合的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。
- (2)取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。
- (3)監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することが出来るものとする。
- (2)監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。
- (3)監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

9. 子会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

- (1)監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2)監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- (3)監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (4)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。
- (5)監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

【内部統制システムに関する整備状況】

当社では、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、法令と社会倫理の遵守を図るべく「内部統制委員会」を発足し、毎月1回取締役、常勤監査役、および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に関する情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めてまいりました。

また、同委員会を中心に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令改正等が行なわれる都度、改定作業を実施してまいりました。

「コンプライアンス・マニュアル」の改定等に伴い、最新の法令や遵守事項等について、すべての取締役、監査役および従業員がこれを周知し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、「内部統制委員会」を中心に教育研修を2023年5月から2023年10月にかけて実施し、「内部統制およびインサイダー取引」、「個人情報保護」について、研修会を実施してまいりました。

一方、「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守については、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を実施するとともに、社外役員である独立取締役および独立監査役の選任に際し、選定の基準となる「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準(独立役員選任基準)」を制定いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

- (1)市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。
- (2)反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。
- (3)反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- (4)企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を2006年9月に整備し、各種法令等の改正の都度改定作業を行ない、すべての取締役、監査役および従業員が、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、取締役、監査役、従業員に対して、「法令」、「定款」、「社内規程」等の遵守についてのコンプライアンス教育研修を実施しております。

また、反社会的勢力・団体に対する、対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会等、その他外部の専門機関に加入し、指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策等につきましては、特に導入しておりません。

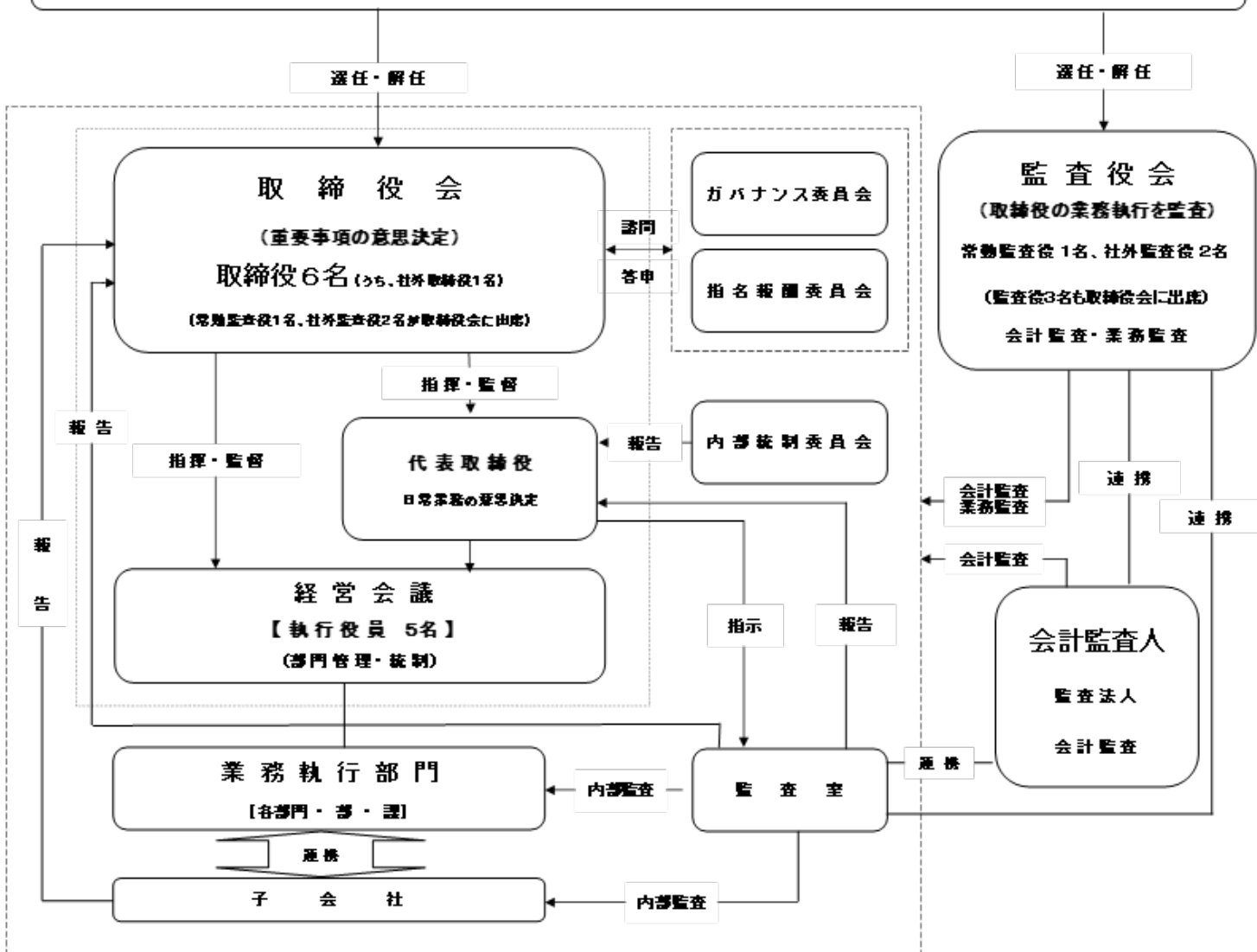
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、顧問契約を締結している法律事務所より必要に応じ法律全般についての助言と指導を受け、法令遵守に努めている他、RSM清和監査法人から会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、その過程で経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。また、個人情報保護法に対応するため、2005年11月29日に個人情報保護に関する取り組みとして、「プライバシーマーク」取得の認定を受け、2023年12月13日にはJIS Q 15001に準拠した10度目の更新認定を受けました。

さらに、リユース関連事業の商品管理センター拠点である「モバイルリファビッシュセンター」にて、エンドユーザー様やご購入者様が当社リユースモバイル端末をより一層、安心・安全にご利用いただけることを目的に、2021年12月1日に情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27001:2013」、およびその国内規格「JIS Q 27001:2014」の認証を取得いたしました。

当社では、お客様の大切な個人情報を取り扱う事業者としての心構え等について、今後も継続的な教育の実施の他、コンピューターシステムを始めとするネットワークセキュリティの強化等、より高度なレベルでの実現を目指していく所存であります。

株主総会 (最高意思決定機関)



適時開示体制

